

中小企業政策審議会第7回金融小委員会

令和4年11月1日（火）

経済産業省中小企業庁

午後0時45分 開会

○神崎金融課長 定刻となりましたので、ただいまから中小企業政策審議会第7回「金融小委員会」を開催します。

金融課長の神崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

本会議は、オンラインでの開催ということで、事務的な留意点を2点申し上げます。

1点目、御発言のとき以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

2点目、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきたいと存じます。

本小委員会は、中小企業金融について審議していくために中小企業政策審議会の下に設置されたものでして、委員として10名の方々が指名されております。本日は9名の委員の方々に御出席いただいております。定足数の過半数を満たしておりますので本会議は成立しております。

なお、嶋津委員につきましては御予定が合わず欠席となっております。

それでは、開会にあたりまして、中小企業庁長官の角野より一言御挨拶させていただきます。角野長官、よろしくお願いいたします。

○角野長官 皆さん、こんにちは。中小企業庁長官の角野でございます。

本日は、委員、オブザーバーの皆様におかれては、大変御多忙の中、中小企業政策審議会第7回金融小委員会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、前回御議論いただきました内容も踏まえまして、一步踏み込んで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、政府として具体的にできることは何か、どのように制度を設計することが効果的なのかについて御議論いただきたいと考えております。

先週末に閣議決定されました経済対策の本文においても、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内に取りまとめると記載されました。政府を挙げて取り組んでいる中で、この金融小委員会での議論の注目度も高まっていると考えております。本日の議論も踏まえつつ、効果的な施策の取りまとめに向けて尽力してまいります。

委員の皆様方におかれましては、闊達な御議論をお願いいたします。

なお、金融庁からは、本日も、金融機関が経営者保証を徴求する場合には、保証契約の必要性に関しなぜ経営者保証が必要なのか個別具体的に説明をすることを求めるとの趣旨の監督指針の改正案についてパブリックコメントを開始すると伺っております。経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、金融庁とも連携して検討を進めてまいりたいと考えています。

本日も今まで同様、委員、オブザーバーの皆様方の熱い議論を期待いたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○神崎金融課長 続きまして、本日使用する資料を確認いたします。事前に電子媒体でお届けしております。インターネット中継を御覧の皆様は、中小企業庁の金融小委員会のホームページにアップロードしておりますので御覧ください。

配付資料一覧でございますけれども、議事次第に続きまして、資料1が「委員名簿」、資料2が「事務局説明資料」、そして、参考資料として「中小企業活性化協議会における宿泊業の支援事例」を配付しております。

資料が確認できない委員の方々がいらっしゃいましたら、御連絡いただければと思います。

それでは、以降の議事につきましては、家森委員長、よろしくお願い申し上げます。

○家森委員長 承知しました。

先ほど、長官からございましたように、本委員会の役割は非常に重要になってまいりましたので、委員の皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議論に移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○神崎金融課長 まず、資料2でございます。

2ページ目、3ページ目、こちらで前回の家森委員長の御指摘を踏まえまして、経営者保証解除に積極的な地域金融機関の取組をヒアリングして整理いたしました。

例えば、2ページ目の左下に＜稟議決裁の工夫＞を記載しておりますけれども、経営者保証を取らない場合に本部決裁とするのではなく、経営者保証を取る場合に本部決裁をするといった取組が特徴的になってございます。

続きまして、4ページからは、信用補完制度を活用した経営者保証改革です。

5ページでは、信用補完制度について、「信用保証」と「信用保険」によって構成されるということを整理しております。

6ページでは、代表的な9つの信用保険のメニューを整理しました。信用保険制度として経営者保証の徴求を禁止しているのは特別小口保険のみでして、多くの保険制度では、経営者保証の要否を信用保証制度の運用に委ねております。

7ページです。信用保証制度における経営者保証を不要とする取扱いを整理しました。金融機関連携型の活用が中心ではございますけれども、この場合、金融機関において経営者保証を不要とし、かつ、保証のないプロパー融資があることを条件としております。

8ページです。無担保保険の利用が大半となっており、かつ、無担保保険については、9割以上が経営者保証を徴求しているというデータになっております。

9ページです。経営者保証ガイドラインにおいては、コベナンツ付の保証契約、ABL、金利の一定の上乗せを経営者保証の機能を代替する手法として位置づけております。コベナンツについては、現在、考え方を整理中のため、今回は金利の一定の上乗せ、ABLについて、信用補完制度における活用促進策を整理していく方向としております。

10ページです。

まず、金利の上乗せの関係でございますが、金利が上昇してでも経営者保証を外したい

事業者が約7割、経営者保証の解除のために許容できる金利の引上げ幅として「0.1% - 0.25%」との回答が半分近くになっております。

続きまして、11ページです。ABLの関係ですけれども、信用保険制度においては流動資産担保保険が存在しますが、99.3%の案件で経営者保証を徴求しています。

12ページです。絶対数は少ないものの、民間金融機関においては、ABLやコベナントを活用することで経営者保証を徴求しなかった件数は増加基調になっております。

なお、事前説明の際に大槻委員から、CDSを活用した経営者保証解除の取組ですとか、日次で取引情報を金融機関に提供することで経営者保証を解除する可能性について御指摘をいただきました。今後、取組例の有無を確認していきたいと思いますが、後者の点につきましては、古川委員が自ら経営されている会社で月次ベースで情報を金融機関に提供されていると伺っておりますので、後ほど御紹介いただければ幸いです。

13ページです。信用保証制度を利用している中小企業向けのアンケート調査によると、「経営者保証を不要とする信用保証制度の拡充」を希望する回答が半数近くとなっております。

続きまして、15ページからは、先週金曜日に閣議決定された経済対策について御紹介させていただきます。後ほど御説明する借換え保証の創設に加え、保証付DDSによる資本性資金への転換、事業再生の知見・ノウハウの集約・展開、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策の年内取りまとめについて言及されております。

このうち、保証付DDSにつきましては家森委員長から御指摘をいただきまして、次回の小委員会で活用事例を御紹介したいと考えております。

事業再生の知見・ノウハウについては、参考資料として、本日公表する中小企業活性化協議会による業種別支援事例集を用意しております。中小企業の業況に応じて、リスク、債務圧縮、債務免除というメニューがあり、それぞれのメニューについて具体的な事例を紹介しております。この事例を各地の中小企業活性化協議会などに展開することで、円滑な再生を促進していきたいと考えております。

なお、今回は宿泊業の事例を用意いたしましたが、今後、飲食業等についても作成を進めたいと考えております。

続きまして、16ページです。公庫国民のコロナ融資の返済状況です。6割が返済中、4%弱がリスクとなっております。

17ページです。民間ゼロゼロの返済状況になります。

一番右の全業種平均で見ると、6割が返済中、1%強がリスクとなっております。ただし、宿泊業については据置中という回答と条件変更の比率が高くなっております。

続きまして、18ページです。コロナ関連の融資の返済開始時期の実績と見通しをグラフ化しました。

今後の見通しでいきますと、民間ゼロゼロ融資については、来年7月、再来年4月に返済開始のピークを迎えます。このピークに向け、借換え需要が増加する可能性があり、今

回の経済対策において借換え保証の創設を決定しております。

19ページです。借換え保証のイメージを用意しました。

コロナ融資の返済負担の軽減を図りつつ、収益力改善を促す保証制度とするため、金融機関による伴走支援と経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書の作成を条件とするとして、民間ゼロゼロ融資からの借換えだけではなく、他の保証付融資からの借換え、あるいは新たな資金需要にも対応するため、保証限度額を1億円に設定。100%保証の融資は、100%保証での借換えが可能といった制度としております。

続きまして、21ページです。御議論いただきたい論点です。

①で、信用補完制度において、経営者保証の機能を代替する手法を整備し、その活用を促していくべきではないかと整理した上で、②で、経営者保証ガイドラインの全ての要件を満たしていなくとも、一定の要件を満たしていれば、保証料率の上乗せという代替的な手法を活用することで、経営者保証を解除できる制度を整備してはどうかとしております。

「一定の要件」については、経済情勢に左右されることなく経営者自身の取組次第で実現可能であること、客観的・具体的な目標とし、例えばという形で、法人から代表者への貸付けがないこと、決算書類や試算表・資金繰り表等の財務書類を金融機関に提出していることを検討しております。

次に③で、流動資産担保保険について、ABLと同様の位置づけでございますので、経営者保証の徴求を廃止してはどうかという問題提起をしております。

最後に④として、信用収縮を防止するとともに、民間における取組浸透を促すために、プロパー融資における経営者保証の解除をはじめとする条件を設定した上で、現在は原則禁止されているプロパー融資について、経営者保証に依存しない融資慣行確立という政策目的に鑑み、一部に限って、借換えを例外的に認める制度をつくってはどうか。その際、官民でリスクを分担し、モラルハザードを防止する観点から、借換え可能額に上限を設けるといった点を検討すべきではないかと整理しております。

私からの説明は以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問をいただこうと思っております。

今回も委員の方の御発言が一巡した後に、オブザーバーの方から御発言の希望があれば伺いたいと思います。御希望がありましたらぜひ御発言をお願いいたします。

御発言の御希望のあるオブザーバーの方は、Webexの手挙げ機能を使われるのではなく、コメント欄に発言希望の旨御記入ください。委員に続いて私から順に指名いたしますので、皆様方におかれては指名の後に御発言をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、1順目はお一人3分めどで御発言をお願いしたいと思います。

なお、長谷川委員におかれましては、本日、御予定があり途中退席されとのことですが

ので、冒頭にまず長谷川委員より御発言をお願いしたいと思います。

それでは、長谷川先生、お願いいたします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

まず、今回、いろいろ資料を御用意いただきましてありがとうございます。すごくクリアになったかと思います。

1点だけ。経営者保証を解除するということで金利上乗せがあるということで、金利上乗せしてでも経営者保証を解除してほしいという希望を持っている中小企業が多いということも資料でよく分かりました。ただ、多少ちょっとあるのは、私とすれば経営者保証をどんどん解除してほしいということなのですけれども、上乗せ金利が相当高くなるとあまりこれが進まないのではないかと思います。当然、銀行様の判断ですし、それから、中小企業の経営状態によって上乗せ金利というのは当然変わるものだと思いますけれども、やはり余りにも高い上乗せがされてしまうと実際に開示が進まなくなってしまうので、ある程度何か、ガイドラインなのか、あるいは開示、銀行として全体的な平均的な、例えば、最低このぐらい上乗せでした、最高このぐらいでしたということでも金融庁さんに届け出ているものの公開をされたりすると、多少金融機関としても歯止めがかかるのではないかと思います。一番恐れるのは、開示はするよと言いながらも、実際にそれを金利が余りにも上乗せされるので実態として解除されないということにならないように、何かディスクローズの面で補充したほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○家森委員長 長谷川先生、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 ありがとうございます。幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、今、長谷川先生からもありましたけれども、この上乗せ金利は運用をしっかりしていただきたいと思います。コンセプトとしてはいいと思うのですけれども、ただ、これがそもそも経営者保証が不要なような信用力が相応に高いところに対してまで経営者保証を外してあげるよ、その代わり金利上乗せだよということで、収益を上げるために信用力に見合わないような形での追加の金利があるようなことにならないことを期待したいと思います。

それと同時に、これが逆に、今後、経営者保証を取らないということによって、逆に担保がないと貸せないとか貸し渋りにならないようにするために、支援実績の開示などももしかしたら考えてもいいのかなと思いました。

それともう一つは、そうはいっても金融機関さんのほうの立場になって考えると、やはり中小企業のガバナンスとセットになるべきなのかなとも思います。すなわち、ここでも挙げていただいていますけれども、個人の資産と企業の資産が混同しないような仕組みでしたり、そういったこともしっかりと構築しながらということになると思いますので、これも別途検討を引き続きしていただければと思います。

それから、こちらの論点のほうの2番目にありました保証料率の上乗せという代替に加えて、先ほどお話があったコベナンス等についても当然考えていただきたいと思います。

それ以外の、ここでいただいている論点は全て原則的に賛成ですけれども、繰り返になります、この一つ一つも神は細部に宿り、これからの運用次第では様々な弊害も出てくる可能性もないことはないものがあると思いますので、運用のほうをしっかりと細かいところまで目配りをしていただければと思います。

以上です。

○家森委員長 大槻先生、どうもありがとうございました。

続きまして、河原委員、お願いいたします。

○河原委員 ありがとうございます。

まず、事務局の資料を見ながら経営者保証解除に係る地域金融機関の取組事例を拝見して、中小企業はどの金融機関とお付き合いすればいいのかという、もっと選択できる環境の整備が必要ではないかと思いました。金融庁さんでは参考となる資料が公表されているのですが、ちょっとホームページから見つけにくい部分があります。日商のホームページでは経営者保証ガイドラインとともにあるのでとても分かりやすいので、できたら金融庁さんのホームページも工夫いただいて、もっと経営者の目に届きやすいサービスがあると、中小企業のためになるのではないかと思います。

それから、融資手法のメニューの充実を図ることに关してはいいことだと思います。懸念に关してはもうお二方がおっしゃっているので全く同感ですので、私はちょっと違う視点からお話しさせていただきます。

決算書の開示ということなのですが、そもそも決算書が多くの課題を内包しているのにその課題が置き去りにされているその懸念があります。例えば、資金繰りに関係のある点で今、棚卸資産の不良在庫、回収が見込めない売掛金、この事態に关して、経営者の多くは曖昧にしか把握していません。現状の見える化を進め、適正な会計による決算書を作成することは中小企業のためになりますし、それを開示することが取り残されて有事になってから明るみに出るのでは遅いと思います。経営者保証に依存しない融資慣行の確立のためには、まず、適正な会計についてもいま一度議論いただけたらよろしいかと思います。

それから、2点目の代替的な手法を活用するというところで、賛成なのですが、一定の要件のところで一例ということで、決算書類を金融機関に提出ということなのですが、ここの点に关しても情報開示の目的達成ためにはもう一步踏み込んだ記載があってもいいのではないかと思います。決算書は業務の結果です。その背景を理解することが大切なので、資料のやり取りだけではなく、対話により企業の定性情報の理解を深めること、それが寄り添った支援になると思います。

それから、流動資産の担保保険についても全く異論はないですが、何か活用実績が少ないなということから伺いますと、ほかにも課題があるのではないかと思います。例

えば、認知度です。この辺りも対象となる業種もある程度特定できることもあると思いますので、効果的な広報も進めていただきたいと思います。

それから、4番目のプロパー融資の借換えを例外的に認める制度は、借換えをすることが中小企業にとってよい選択肢であればこの支援策は救済策となっていくと思います。しかしながら懸念するのは、ビジネスモデルによってはかえって問題を先延ばしにしてしまう姿勢にならないか。そんな懸念もあります。ぜひ運用面で留意していただけたらと思います。

それから、19ページの新たな借換え保証制度のイメージを拝見し、対応として金融機関による計画書の作成を条件とすると。この点につきましては、中小企業支援策全体へのお願いもあるのですが、これ以上新たな計画書の作成は求めないで、1つ基本となる計画書を、その中で幾つか必要に応じて選択項目を設けて、補助金から金融融資や多くの場面で対応できるように考えていただけたら、現場でもとても助かります。

あと、課題にはなっておりませんが、経営者保証コーディネーターの質の向上、そして、統一された評価のための第三者評価機能について今後検討が望まれるところだと思います。

以上です。

○家森委員長 河原先生、どうもありがとうございました。

続きまして、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 北村でございます。

今回も大変丁寧に整理された事務局資料だったと思っておりますので、提出された分については賛成でございます。

とても整理されてきたことで気になってきたという部分なのですが、これは金融機関の取組というか金融機関についてです。この資料の2ページ、3ページで金融機関の取組事例についてよくよく調べいただいたというところかと思います。経営者保証を解除するということで金融機関も新たな取組をするというところ、例えば、事業性評価をするとかそういったことがあるのですが、そういったことが一方的にその金融機関の新たなコスト上昇要因にならないかなというところが気になってはきたというところです。中小企業経営者の個人に対する負担感を解除することについては賛成なのですが、間接金融における新たな与信コストを地域金融機関は抱えてしまうということにならないかなというところが若干気になったというところです。こういった点に関してはオブザーバーの皆さんにもぜひ御意見いただけるとうれしいなと思います。経営者保証をむしろなくしても新たな与信コストが上昇しないのかというところ、この辺が気になるというところです。

これは多分同じ話だと思うのですが、金利上昇を許容するというアンケート結果もあったと思うのですが、こういう与信コストの上昇というものが金利の上昇とセットになっていくのかなと。もしそうだとすると、自動的に金利が上がっていくのかというところもちよっと気にはなったというところで、そういった部分というのは間接金融をスムー

ズに円滑に資金供給を進めていく制度になるのかというところがちょっと気になったというところ。こういった整ったペーパーが出ることで金融機関の今後の動きというのがすごく気になったかなというところでございます。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 どうもありがとうございます。

御丁寧な資料を作成いただきまして、事務局には感謝しております。

私は、御議論いただきたい論点を中心に申し述べたいと思います。

①のところでは、信用補完制度においてもその経営者保証の機能を代替する手法を整備して活用を促すべきだというのは賛成でございまして、その具体例として②で、信用保険についての取扱いが書かれているものだと認識しております。ここで一定の要件を満たせば保証料率の上乗せということで経営者保証を外すという融資を準備してはどうだということですが、基本的には賛成なのですが、注意すべきは、先ほどから話がありましたが、上乗せする金利の幅がどうなるのか。それによってかえって貸付けの停滞を招かないのかということに加えて、注書きでも書いてございますけれども、本来その金利を上乗せしなくても経営者保証を外すべき事案というのはあるわけで、そういったものは引き続き金利を上乗せしないで経営者保証を解除するという流れは止めてはいけないと思っております。

それから、一定の条件のところでガバナンス的な要素を入れるというのは賛成でございまして、ここで書かれている（i）と（ii）のところも賛成なのですが、この要件が、経営者保証を解除した後に覆った場合にどうなるのかということも心配でして、多分それは放置されるということになると思うのです。もちろん指導はするけれども、法的な何かの問題の解決策はないと思うのですけれども、そういったことを防ぐのが停止条件付経営者保証だと理解しておりまして、停止条件のコベナントをあまり多くするとそのモニタリングが大変ではないかという批判はよく受けるのですが、そのコベナントという言葉で普通にある融資契約のコベナントを皆さんは印象に思い浮かべるかもしれませんが、そうではなくて、このような基本的に守らせる、これだけは守ってもらわなければいけないということと経営者保証をひもづける停止条件とするといったことにすれば、経営者に経営規律を守らせるという動機づけにもなりますし、それほどの負担には、モニタリングとかそういう意味での負担にならないのではないかなと思っているところでございます。

③のところの流動資産担保のところでは経営者保証を廃止してはどうかというのは、これは、今、議論されている事業成長担保と関連するかと思いますけれども、事業成長担保でも基本的には経営者保証を徴求しないという取扱いにすべきだという方向で議論がなされていますので、同じような観点から賛成でございまして。

④なのですけれども、経営者保証に依存しない融資慣行の政策に従って借換えを許すと、認めるということなのですが、ゼロゼロ融資についてはそもそも政策的に融資をしたということがあるのでこの借換えを認めてもいいと思いますけれども、あまりこれを多くし過ぎると、従来からこの信用補完制度で議論があった官民のリスク分担、責任シェアという大原則が覆ってしまうというリスクも抱えることになるので、その辺は十分目配りをする政策にすべきだと思っております。その観点から、ここでも書いてありますけれども、上限を設けるというのは当然賛成ですし、一定の要件を設けるということもその方向でいいのではないかと思っております。

以上です。

○家森委員長 小林先生、ありがとうございました。

続きまして、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 御指名ありがとうございます。

また、資料の御説明、御作成、ありがとうございました。

資料につきまして、多方面に配慮の行き届いた内容を作成されているためとも思われますけれども、やや問いの立て方が私にとっては複雑に感じられまして、私の理解が追いついていない部分もあるかと思うのですけれども、問いの1から3につきまして、要すれば、信用補完制度の運用に当たって経営者保証を取っているケースがまだ観察されるので、様々な工夫によって経営者保証を取らないように努力するということと理解しております。この点、私も賛同いたします。そもそも、資料2ページにあるような取組をしている民間の金融機関がありますので、これらを基準とするというのがよいように思います。

それから、基本的なスタンスとしては保証料、ここでは信用保証ですね。それから、保険料、信用保険、これらを保険を掛けた主体のリスクに応じて変えるようにしたりするということが重要になってくるのではないかと思います。

それから、問いの4につきましては、繰り返し申し上げますと、1点目としては、リスクの一種であるゼロゼロからの借換えだけではなくて、ほかの保証融資からの借換えやプロパー融資も対象にするということ。2点目は、100%保証できた融資は引き続き100%保証で借換えができるということ。3点目は、収益力改善の努力がなくても資金繰り支援が提供されるということがないように経営行動計画書の作成を条件とする一方で、保証料も低水準に抑えるということかと理解しております。

ただ、重要な事実としては、18ページに返済開始時期に関する件数のグラフがありますけれども、2023年7月が5万件程度、2024年5月が5万件程度で、途中の月も2万件ぐらいで推移していると思います。このうちどのくらいがリスクといいますか借換えの対象になるかという点が気になりました。

加えて、やや大きな話になりますけれども、日本のいわゆる稼働中の法人数というのは、国税庁のデータによると300万社程度あったかと思っておりますけれども、返済が開始される企業を特別にこういった形で支援することに対する何らかの合理的な説明というのは必要になっ

てくるのではないかなと私自身は考えます。

以上です。

○家森委員長 滝澤先生、どうもありがとうございました。

続きまして、古川委員、お願いいたします。

○古川委員 古川です。よろしくお願いいたします。

まずは事務局の皆様には資料をおまとめいただきましてありがとうございました。

先ほど神崎課長から、大槻先生のほうからのお話で、日次単位でのそのデータというものを、情報の非対称性の解消という視点からもその事業者と金融機関で共有できるということに対するお話があったということで、私がどうやっているかということの紹介をなさいたいというお話がありましたので、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

当社は、私1人の1人親方法人です。経理も全部私がやっています。その中で、もともとTKCにいましたのでTKCのシステムを使っていますけれども、毎日出張先、ほぼ出張だらけですが、でも、仕訳は入力して月次を締めていくわけですが、毎月月次で会計事務所に来てもらって、私自身も会計は分かりますが、第三者から一応締めてもらおうと。そして、締めてもらったものは、日次ではないですけれども、当社で借入れをしている民間の金融機関に、毎月、試算表データとしてデジタルで送っています。デジタルで送っていて、かつ、もちろん決算書のデータも送っています。

ですので、基本的には、金融機関側から見ればほぼ丸裸で当社の財務データというのは見られる状態です。そういうデジタルを使った情報の非対称性の解消というのは、大槻先生の御指摘のとおり、私は極めて大事だと思っていて、現場で地域金融機関の方々と本音の話をする機会も多々あります。

例えば、毎月紙の試算表なんかを出されたところで、人手が足りない中での現実問題は、そんなものは見られないという本音もある方にはあつたりとかしていく中で、やはりDXではないですけれども、デジタル社会なのでデジタルのやり取りの中である程度の確からしさとかは、AIを使ってチェックしていくとか抽出するとか、そんな仕組みを片ややはり構築していく必要があるのではないかなというのは、日々やっていて感じることです。

ただ残念なことに、この小委員会の前半のときの小委員会でもお話し申し上げましたが、当社は借入金の何倍もの普通預金もあるのですけれども、試しに経営者保証を外してもらうことをその金融機関にお願いしましたが、毎月データを送っていても普通預金残高がどれだけあっても全然駄目でした。これはやはり金融機関によってスタンスが全然違うというのを物すごく感じます。積極的に外そうとしているところと、何もそんな自分たちのメリットにならないものを、余計なことはしなくていいのだという本音がある現実ですね。

ですから、今後、経営者保証を徴求しないその融資慣行を広めていこうということの中で大事なものは、以前から議論がありますけれども、徴求するその理由というものを事業者にきちんと明示をしてほしいと。それがすごく大事だと私自身は思っていて、それを解消すること自体が事業者のモチベーションにもなるのだと思うのです。

実際にこの間、最近、経営相談でめっちゃくちゃ多いのは、やはりゼロゼロの元本返済とかも始まる中で、原材料の値上げ、電力、燃料費の値上げ等もある中で、どうやって値上げができるかみたいなそういうお話が多いので、大前提としては、私自身は目標の貸借対照表を一緒になって立てることをやっています。そうすると、債務超過をいつまでに改善するのかとか、今日現在の営業キャッシュフローはどれだけ出ているのかとかというのを見ながら、もっと高く売らなければいけないということに気づいていただくということをやっているのですけれども、ぜひ外せない理由というのを明示していただきたいです。先ほど来議論のある金利も上げていただいていたと思うのですけれども、結局それを高い金利を要求することによって経営者保証を外さないというところの理由づけにしないその風土づくりというものを、ぜひ金融機関の方々にはお願いをしたいと思います。

あと最後は、借換え保証の話なのですけれども、これはもうぜひお願いしたいと思います。実際にコロナ禍が始まって今、2年半くらいですけれども、私も旅館業の支援とかしていますが、とにかくあたふたばたばたしながら、売上げがゼロになってしまった月とかが出る中で、悶々としながら資金繰りでつないできたという要素はあるのです。

ただ、収益力を上げるために改善しなければいけない点というのはもちろんあって、例えば、小さな温泉宿で余りにも単価が安くてそれでも誰も来ないみたいな状況の中で、貸切り宿で打ち出して単価を今の3倍にしてみようという試みとかいろいろなことをやっているのですが、いかんせん3倍にしたらばすぐに収益力が上がって債務超過が解消されるかといったら、そうはならないので、経営の改善というのはやはり一定期間かかる話でもあるので、一生懸命にそうやって取り組んでいる方々が、先ほど、23年の7月から返済がピーク、始まるピークが来るとありましたけれども、途中で諦めなければいけなくなってしまうような状態だけは何とか避けるように、コロナも原材料高も経営者から見たら外部環境の変化というのは全部それも含めての経営なのですけれども、とはいえ、余りに外部環境の変化が大きい中で、御本人たちの経営努力だけではどうにもならない部分もこの間あるので、借換え保証のところもぜひおまとめいただいた中で推進いただけるとありがたいと感じたところです。

以上です。

○家森委員長 古川委員、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 ありがとうございます。本田でございます。

本日も事務局の方、資料のほうをありがとうございます。事前に送っていただいたおかげでしっかりと読んでから参加することができました。本当にありがとうございます。

皆様と同じような考えではあるのですけれども、まず、大きな方向性としては賛同させていただければと思っております。経営者保証自体いろいろな効果とかがあると思うのですけれども、それについて代替手段があるのであればそちらのほうに変えていくことで課題となっている部分というのを解決できるのであればそこは進めていきたいなと思って

おります。

ただ一方で、やはり結構難しい話でもあるなというのは、皆様の話を聞いている中でも感じたところでございます。つまりはバランスですよ。いわゆる民間金融機関というのはあくまで民間でございますのでやはり収益を出さなければいけないという部分と、やはり経済の根幹のインフラを担っているわけでございますので、優越的な地位を濫用するようではいけないというこのバランスなのかなと思っています。

なので、皆様と同じように、やはり経営者保証を外すから金利を上げるというのは、方法論としてあるとは思うのですけれども、それが実効性を持つのかということ、これはちょっと、すみません、私自身が銀行で融資業務を行ったことがないので分からない部分が正直あります。つまり、両方の面で上げ過ぎたら困るという面と、借り入れている法人からすると0.1%ちょっとの上昇なら許容できるというケースも多いですけれども、逆に銀行側から見て、いや、そんな0.1%ではリスクとリターンが合わないという法人様もあるのかなとは思っています。

というのも、先ほど古川先生からもありましたけれども、銀行によって相当スタンスが違ふなというのは聞いていて思うところでございます。ですので、この辺のガイドラインがあるにはあるのですけれども、その辺はどのような運用をされていらっしゃるのかというのはある一定ラインの、銀行名は控えても構わないと思うのですが、いろいろな例というのを例示するという、こういった形で解消しているという例示なんかがあると、皆様の一つのメソッドとなるのではないかなというのも、すみません、ちょっと安易ではありますが考えているところではございます。

あと、やはりいろいろな会社がございますので、前回の資料を見ていて改めて見直してみると、ちょっとびっくりしたなと思うのは、あらかた調べていたのですけれども、経営者保証を提供する会社様と、昔は経営者保証を提供していたけれども今はしていないという企業様で2倍超の平均設備投資額が変わっているという資料がありました。これはいいことなのか悪いことなのかというのが、私は現時点で分かっていないです。適切なリスクが取れるようになったというふうに捉えることもできますし、逆にやはり経営者保証が一定の、慎重な設備投資計画を引くことによって企業が守られているのかというのはちょっと分からない、判断がこれだけの数字では分かりませんけれども、ただ、これで出てくるのはやはり経営者保証というのが一つのバー、ハードルにはなっているというのは事実かなと思っています。

ですので、金利の幅であるとかというのは、それぞれ銀行さんのビジネスになってくる部分とリスクの考え方にもよると思いますし、金利情勢によっても大きく変わると思います。ですので、銀行さんの中の内部統制、今でももちろんしっかりされているとは思いますが、経営者保証を解除して金利を上げるというのも、その辺はしっかりと。金融庁がモニタリングをするかは分かりませんが、そういった適切な管理をできるような体制を引くのが絶対条件なのかなと思っていますところでございます。

あとすみません、例えば、モラルハザードを防止する観点、④のところでございますが、これもまさにおっしゃるとおりでございますので、仮換えの上限をつけるという方法がいいとは、すみません、私は専門家ではなくて分からないのですけれども、ある一定のこういった仕組み、枠組みというのは必要だなと思っております。

私からは以上でございます。

○家森委員長 本田委員、どうもありがとうございました。

以上で委員の皆様方から一通り御意見をいただきました。追加で御発言がある方もいらっしゃると思いますが、まずはオブザーバーの方からの意見を頂戴したいと思っております。オブザーバーの方もお一人2～3分をお願いをしたいと思っております。

それでは、最初に書いていただいています日本政策金融公庫の加藤様、お願いいたします。

○日本政策金融公庫 ありがとうございます。日本政策金融公庫保険部門長の加藤でございます。

本日は、御議論いただきまして誠にありがとうございました。

私からは、資料2の21ページに記載されております御議論いただきたい論点、これにしまして発言申し上げます。

初めに、論点②の経営者保証を徴求しない一定の要件についてでございます。御承知のとおり、この信用補完制度の利用者の約8割が小規模事業者の皆様でございます。したがって、この一定の要件につきましてはそうした実態を踏まえて御検討いただければと存じます。また、信用補完制度におきましては、代位弁済後の回収において経営者保証からの回収が相当程度ございます。保険収支、保証収支の悪化を招かぬよう工夫が必要かと思えます。さらには財政措置等を含めて御配慮いただければ幸いです。

次に、④のプロパー融資の借換えを例外的に認める制度についてでございます。これにつきましては資料に記載いただきましたとおり、信用収縮の防止や、官民で適切にリスク分担を行い、モラルハザードの防止を図ることができるものとなるよう、要は単に民から官への付け替えにならぬよう設計していただきたく存じます。さらに、この経営者保証に依存しない融資慣行を確立するためには、民間金融機関様のプロパー融資においても対応できるルールづくりが必要と思料いたします。誠に僭越ではありますが、これらのことも踏まえていただきつつ、御検討いただければ幸いです。何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○家森委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、日本商工会議所の加藤様、お願いします。

○日本商工会議所 日本商工会議所の加藤です。

まずは、先ほど河原委員から当所の経営者保証ガイドラインの通知、ホームページについてお褒めの言葉を賜りまして誠にありがとうございます。

まず、2ページの地域金融機関の取組事例ですが、とても参考になると思います。もともと2013年2月に適用が開始された経営者保証に関するガイドラインは、これまでの融資慣行である「原則経営者保証を取る、例外取らない」から「原則取らない、例外取る」に変えようということで始まったものでございます。あれからもう9年以上たっているわけですが、ぜひこの事例を全国に横展開して多くの金融機関に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、論点についてです。

論点①から③については賛成で、この方向で進めていただければ幸いです。

次に、論点④です。金融庁さんが出している各地域金融機関ごとの取組状況を見ると、前から私も言及しておりますけれども、金融機関のスタンスにばらつきがあると思っています。この論点④で示されています保証付融資でプロパー融資を借り換えることを保証人での対応を条件に認めるという制度をつくっていただければ、現状十分な取組に至っていない民間金融機関においても見直しの対応のきっかけになるのではないかと思います。

最後に、若手経営者である青年メンバーに聞くと、やはり経営者保証は心理的な足かせであり解除してほしいという声を聞きます。また、解除できない理由として、あるメンバーは金融機関から持ち株比率が3分の2以上あり、会社をほぼ個人と同様に自由にできることになるので完全な法個分離とは言い難いと言われたとも聞いています。この理由を是とすると、中小企業の実態上、多くの経営者の保証が外れないということになります。この金融機関の解釈は経営者保証ガイドラインの趣旨に本当に合っているのでしょうか。政府においては、金融機関が説明しているその外れない理由が妥当なのかどうかをぜひ検証していただきたいと思います。

私の発言は以上です。ありがとうございました。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

それでは次に、全国信用保証協会連合会の山本様、お願いいたします。

○全国信用保証協会連合会 全国信用保証協会連合会の山本でございます。

本日も家森委員長をはじめ、委員の皆様方に非常に丁寧な御議論をいただきまして御礼申し上げます。

信用保証協会といたしましても、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組に積極的に対応して、中小企業の思い切った事業展開を後押ししてまいりたいと考えております。

また、前回の小委員会でも申し上げましたが、経営者保証の解除に関する具体的な制度設計にあたりましては、信用保証制度が持続可能なものとなるように御配慮いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

その上で、2点お願いを申し上げたいと思っております。

1点目は、21ページの論点の②にございます経営者保証ガイドラインにおける代替的な手法を取る際にどのような要件にするのか。この制度設計にあたっては、金融機関や中小企業と日々接して運用に携わっております信用保証協会の声も是非取り入れていただければ幸いです。

2点目は、同じページの④にございますプロパー融資の借換え制度につきましては例外的な措置として位置づけられるものでございますので、その要件につきましては十分に知恵を絞っていく必要があるかと思っております。資料に記載されてございます案のほか、例えば、先例でございます事業承継特別保証などの例も参考にさせていただきながら制度設計をいただければ幸いです。

制度設計につきましてお願いを申し上げましたけれども、経営者保証に依存しない取組を進めていく方向性については、思いを同じくするものでありますので、ぜひ御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○家森委員長 山本様、ありがとうございました。

続きまして、全国中央会の及川様、お願いいたします。

○全国中小企業団体中央会 中央会の及川です。

ガイドラインなどを周知する立場から、今回、宿泊業の支援事例が出てきたということは大変喜ばしく思っております。ぜひ業種別に引き続き支援事例をいただければ、ガイドラインが加速化するものと思っております。

論点の点ですけれども、利率との関係で外れる外れないという問題はあると思いますが、特に私どもの負担から来るのは、日々事業、新たに進出するスタートアップに近いような方が高い金利でもぜひということが起きております。まずは経営者保証を外すということを優先にして進めていただければありがたいと思います。

そして、②のところにございますように、自身の取組次第で実現可能であることとこの条件はすごく大切だと思っております。この経営情勢に左右されなく経営者自らが取組次第でこういった部分で実現可能であることとこのことを示す、あるいは取り組んでいくということは、大変インセンティブになると思われれます。デジタルで透明性のあるような資金調達をすればいろいろなことが考えられると思いますので、ぜひここら辺も深掘りをしていただければと思います。

③の流動資産担保保険についてですけれども、経営者保証が廃止されれば大変利用が増えてくると思っています。ですので、足元の利用低迷というのは保証のところはかなり影響しているのではないかと思っております。むしろこの重複しているという実態について、言わば、その転換のような形で金融機関のほうから逆にさせていただくというぐらいのことで進めていただければと思っております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、朝日信用金庫の富山様、お願いいたします。

○全国信用金庫協会 朝日信用金庫の富山でございます。よろしくお願いいたします。

本日の論点は、基本的には信用保証制度の話と理解していますが、中小企業金融に携わるものとして、21ページの論点に関し懸念していることをコメントさせていただきたいと思います。

1つは、論点②についてです。論点②では、保証料率の上乗せという代替手法を活用し経営者保証を解除できる制度の整備について記載されており、例えば、(i) (ii)として2つの要件が記載されています。この例示された要件は、現行の信用保証協会の保証を受けるための最低条件と同じぐらい中小企業にとっては基本的な事項であり、信用金庫の主な取引先である小規模事業者であつてもほとんどこれらをクリアする、つまり、中小企業のガバナンスとしてはかなり緩いものではないかと感じております。公的なお立場である保証協会さんといえども独立採算の企業であると承知しておりますので、あまり緩い要件では保証協会における保証審査も厳しくなり、企業の資金繰りにも影響が出るのではないかと逆に懸念しております。さらには、その後のデフォルトといったことが起きれば保証協会の負担が多くなり、最終的には国民の負担につながってくるのではないかというふうにも思っています。こうした懸念が現実のものにならないよう、要件をはじめとする制度設計に当たっては十分慎重に御検討いただきたいというお願いを申し上げます。

もう一つの論点は、④についてです。本論点に関しては非常によい手段となる可能性がある一方で、使い方によっては悪用されるようなことも念頭に置かなければならないと考えております。本制度は、民間金融機関でもう少しで経営者保証が外れそうな先に対してこのような制度を活用することを想定しているものと思われそうですが、例えば、業績が悪い融資先を保証付に付け替えるといったケースも出てくることも否定し切れません。このような点から、本制度についても慎重に検討していただきたいと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○家森委員長 ありがとうございます。

オブザーバーの方で現時点では全ての方に御発言いただいていると思います。もしありましたら書いていただくことにして、委員のほうから、大槻先生のほうから御発言の御希望がありますので、大槻先生にお願いしたいと思います。

○大槻委員 どうもありがとうございます。

皆さんのお話を聞いていて、若干だけ補足でコメントと御質問をとしたいと思います。

全体として思うこととしては、やはりデジタル化をこの制度の設計とともに早急に進めるべきではということと、やはり企業ではある限り支援もするのですけれども、成長を一生懸命目指すということを大前提とすべきであろうというこの2点です。

具体的には、先ほど滝澤先生からもありましたけれども、18ページ目のこれから返済が

始まる件数を見ていると、相当このマンパワーの点が気になります。地域金融機関さんが中心になると思うのですが、融資御担当の方がどこまで伴走できるのかということについてコメントがあれば、できればオブザーバーの方からいただければと思います。

それともう一つは、金融機関の条件のばらつきが非常に多いという声が皆さんから上がりまして、それはなぜだろうと考えると、いろいろな業界では当たり前になっているビッド方式でプラットフォームで比較できるようなそういう仕組みがこの業界はないということもあるのかと思いました。つまり、有力なベンチャー、スタートアップの方であれば、様々な書類等を何らかのプラットフォームに上げてお見積りを出してもらおうと。経営者保証がうちの金融機関でしたらば不要ですと、金利はこれくらいですというものの一括見積りとかそういうものはないと私は認識してしまっていて、民間ですと恐らく金利が安くてペイしないということであれば、何らか官のほうでそういったお手伝いができれば、ある意味、これも情報の非対称性があると思うのですけれども、銀行さんの持っている条件、要件等が企業に見えないというところをカバーできるのではないかと思います。

そして最後に、借換え保証なのですけれども、売上げと利益のいずれかが減少した事業者が対象ということなのですが、これについては、やはり成長を目指していくというところで考えると、銀行さんがしっかりとその将来性を見極めて、場合によっては事業再構築、兼業を促していただけるような形を併せてお願いしたいと思います。

以上です。

○家森委員長　ありがとうございました。

それでは、小林先生、どうぞ。

○小林委員　すみません、今日の議論いただきたい論点から少し外れるのですけれども、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のためについての、先ほどの日商の加藤様からの御発言を受けて、ちょっと私も発言したいと考えております。基本的な原則として経営者保証を取ると。中小企業に対する融資は経営者保証を取るところから、原則取らないで、取る場合にはその理由を経営者、中小企業側に説明しようというその方向に進むべきだと私も思っております。そしてその際に、その理由が適切なかどうか。経営者保証ガイドラインの整理に合っているかどうかというものもチェックが必要なのではないかというのが加藤様の御指摘と理解いたしました。

私はそれは非常に重要な指摘だと思っておりまして、具体的な理由を言うということにとどまらず、その理由が正しいのかどうかと。適切なかどうかということも併せて検討して、どこかで金融界の慣行を、もしその理由が間違っているのであればそういう理由にする経営者保証を解除しないという慣行を変えるような施策、それも必要なのではないかと思った次第です。経営者保証ガイドラインの研究会の座長をやっていたものですからその観点からちょっと発言させていただきました。

以上です。

○家森委員長　ありがとうございました。

今のところオブザーバーの追加の御発言はございませんし、私のほうも少しだけコメントさせていただきたいと思います。

21ページのところで既に委員の先生方から出ているところで、まとめると、この上乗せ保証料という部分について、その水準をどのように考えるかによっては制度というのが思わぬ効果を持ってくる。どちらにしてもですね。というので、そこをどのような調整をするかというのは実際には非常に難しい問題があるという御指摘が長谷川先生や大槻先生や河原先生から、それから、小林先生等からございました。それから、その中には貸し渋りとか信用収縮ということも起こるかもしれないしということでもありました。

それから、大槻先生からは、ガバナンスとのセットになるというこの要件のところは、やはりガバナンスという観点でしっかり見ておくべきであるという御指摘とか、そういうところは私も賛成をしておるところでございます。

この①、②につきましては、同時にやはり、今回、この②についてもあくまで信用保証制度で何ができるかというところでございますので、保証制度そのものの持続可能性、これは日本公庫、それから、連合会からも御指摘がありましたけれども、その部分をしっかり見ておく必要もあるなと思います。

そして、この辺りについて正直に言うと、私どもも十分情報がないので、先ほど日本公庫さんから債権の回収ができている部分が相当あるのだという御指摘があって、もしそうだとすると、その部分のちょうど上乗せ部分というのがどれだけかということになるかと思いますし、あるいは、その部分についてほかの代替を取ればこれからは十分代替できるのだということになったとしても、それがうまくいかなかったときの政策リスクを協会に負わせると、まさに貸し渋りというか保証渋りみたいなことになってしまうという心配があるので、この辺りの運用、制度設計はこれからよくよく考えていく必要があるなと感じたところであります。

それから、要件の中では河原先生から、あるいはほかの先生からもありましたように、決算といってもやはり質というがあるので、その質の部分をしっかり担保しておかないといかんだろうというところは私も賛成をしておるところであります。したがって、その辺りの要件について今後もしっかり考えていく必要があると思っています。

それから、4番目は小林先生からいみじくも言っていただきましたが、前回の信用保証制度の改革のときに私たちが一番重視したのが、このプロパーでの残高を入れてもらうということでございました。8対2を6対4にするとかいろいろ議論があったのですが、最終的にこのプロパーを一部入れると。だから原則必ず保証のお客さんにプロパーがあるというのを目標にするけれども、実際には小規模零細企業にはそこまでは求めないと。それは個別のお客様と金融機関、保証協会の三者でベストを考えてくださいということにしたので、やはりこのプロパーを保証付に戻すというのは極めて例外的なケースで、これをやるのが本当に真にその企業のためになるという場合ということではないと、なかなか従来の政策から変わってしまうなと私は感じているところがございます。制度として、先

ほど古川委員がおっしゃったような特別な事情のある場合というのももちろんあると思いますので、例外的な制度をつくるということも絶対反対ということではございませんけれども、これをつくるとしても、やはり本当にしっかりとしたものにしていただきたいとは思っているところでございます。

一旦ここまでで、委員、それから、オブザーバーの御発言をいただきましたので、事務局で一度お答えをいただいた上で、もし追加で委員の先生、あるいはオブザーバーの先生から発言があればというふうにしたいと思います。

それでは、事務局の神崎課長、お願いいたします。

○神崎金融課長 いろいろと御指摘ありがとうございます。幾つか御指摘いただいたのでお答えさせていただきます。

まず、その上乗せ保証料の水準については、しっかり今後、リスクというところ、経営者保証がなくなることに伴うリスクを踏まえつつ、一方であまり高くなり過ぎると使われなくなるというところもございいますので、この保証料の水準というのはしっかり考えていきたいと思います。

また、ガバナンスというところでございます。こちらはこの小委員会で御議論いただいている直接金融の世界のガバナンス、いわゆるエクイティを受け入れるためのガバナンスという話とは別に、基礎的なガバナンスという観点からこれも経営者保証の世界につながってくるわけでございますけれども、こちらのガバナンスについては、別途収益力の改善をどう進めていくのかという研究会も家森先生を座長にやっております、その中でガバナンス整備の実務指針を作ろうとしてございます。こちらの実務指針については、次回の小委員会のほうで御報告させていただきたいと考えてございます。

また、21ページの御議論いただきたい論点について多数の御指摘をいただきました。

まず、①の一定の要件のところでございます。これはいろいろな御意見をいただいておりますが、あくまで今回お示ししたのは例えばという形でございますので、今後、皆様方の御議論を踏まえながら整理していきたいと思います。

他方で、ここに書いている「法人から代表者への貸付がないこと」を守っていない中小企業もまだ多数いらっしゃるということも事実でございますので、こういった（i）のガバナンス要件というのも大きな前進ではないかと思っております。

また、この②の下に注を書いております。まさにここを小林先生からも御指摘いただきました。今、上乗せせずとも経営者保証は解除できている人が上乗せしないといけないというのは明らかな不利益変更になってしまいますので、そういったことがないようにこれをしっかりやっていきたいと思っておりますし、また、コベナンツ等の関係についても、これは商工中金さんが10月から、スタートアップについて原則経営者保証を取らないという運用を始めております。こちらが簡易な形ではございますがコベナンツ付でございますので、こういった運用も踏まえてどういう整理ができるか考えていきたいと思っております。

また、④については、私どももあくまで例外的な取扱いという前提でここでお示しして

おりますがゆえに、ちょっと長ったらしい文章、いろいろな留保条件がついている文章になって読みにくくなって申し訳ございません。連合会の山本会長からも御指摘がございました、事業承継の際に経営者保証があることが嫌だから後を継がないという人がいると。そういう観点で事業承継の円滑化という大目標、この観点に鑑みて例外的に借換えを認めるという仕組みを導入いたしました。こういったものも参考に、今回の仕組み、モラルハザード防止というところ、これは朝日信金のオブザーバーの方からも御指摘いただきましたので、そういった視点を十分踏まえて制度設計していきたいと思っています。

あとは、経済対策のほうについて、経済対策のほうの19ページのこちらの借換え保証についても幾つか御指摘いただいたところでございます。こちらのほうについても、大槻先生からはデジタル化と絡めるというお話がございました。こういったデジタル化のところも中小企業庁として今、いろいろな支援した企業の情報をデジタルで集約化していくということも考えているところでございますので、そこもしっかりやっていきたいと思います。

あと、19ページの借換え保証についても、民間ゼロゼロ融資の条件が6000万円であるのに対して今回は1億円という保証限度額にしております。この心としては、事業再構築の投資資金、これを新たな資金、ニューマネーも確保できるような仕組みにしたいということもございまして、そういった事業再構築にも応えられるようなそういった仕組みをつくっていききたいと思っておりますし、また、信用保証協会のほうも今、民間ゼロゼロ融資先に対して積極的な経営支援を行っております。保証協会自身も専門家派遣制度というのを持っております、経営改善ですとかそういうのを支援しているところでございます。民間金融機関さんと同様、保証協会さんもそういった伴走支援、経営支援に頑張っているということを一言最後に補足させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○家森委員長　ありがとうございました。

ここまでの審議で、まだ少しだけ時間がありますので、もし御発言の御希望がありましたら委員の方、あるいはオブザーバーの方、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

今日も活発な御議論をいただきまして、特に御議論いただきたい論点①から④について、大きな方向でこういうものを、今日の御提案のあるものについて、いろいろリスクはあるけれどもやってみてもよいのではないかというのが大まかな御意見であって、実際にそのリスクについて十分これから考えていただき、リスクが出ないような制度設計を御提案いただきたいという感じの御議論が中心だったと感じております。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から、それから、オブザーバーの皆様からの御意見は今日のところは出尽くしたということで本日の締めというふうにさせていただきたいと思いますが、なお、追加で御意見のある委員、オブザーバーの方がいらっしゃいましたら、意見書とい

う形で事務局にお送りいただければ皆様にも共有させていただきたいと思っております。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○神崎金融課長 本日も御出席いただき、また、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

最後にすみません、1点だけ、先ほど私が回答し忘れた点がございましたので併せて御説明したいと思います。家森委員長から、要は公庫とか保証協会の制度の持続性というところについても御指摘がございました。ここは多分、家森委員長からは、国が一步前に出るところは前に出るべきだという御指摘だと思っております、私どもも保証協会あるいは公庫さんにリスクを安易に寄せるのではなくて、国が一步前に出るべきところはしっかり前に出てこういった経営者保証を外していくという国家課題、政策課題を前に進めていくために対応していきたいと思っております。

その上で次回の日程でございますけれども、また事務局から調整いたしますが、12月で検討しております。年の瀬でお忙しいところ大変恐縮ではございますけれども、12月にもう一度開催させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○家森委員長 ありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会第7回「金融小委員会」を閉会いたします。

皆様、本日は審議に御協力いただきましてありがとうございます。また12月、どうぞよろしくお願いいたします。

午後2時01分 閉会